

初期仏教⁽¹⁾における文化変容

—⁽²⁾薬の章—

片山一良

- I 内容
はじめに
- II 衣食住と薬
- III 一般の医学
- IV 治療・呪術の否定
- V 薬・治療の默認
- VI 治療を除く呪術の禁止
- VII 古代インドにおける淨法
- VIII 古代セイロンにおける淨法
- ① 薬による治療
- ② パリッタによる治療
- X 資料 (A、B、C、D)
おわりに

と見るならば、「初期仏教における文化」とは、パーリ語によつて支配された初期の仏教社会に定着し、そこに伝えられている仏教全般に関わる生活様式、ないしその現象であると言いうる。本研究は、かかる観点より、インド仏教初期における生活様式、或いはその規定たる律が、原始仏教からテラヴァーダ（南方上座部）仏教、ながんずく古代セイロン仏教に至る社会の中で、いかに受容され、または拒否されたか、その文化変容（acculturation）を、パーリ語文献によって多少とも明らかにし、もつてパーリ文化圏における仏教の基層的性格解明の足掛りにしようとするものである。

いにいう「文化変容」とは、異った文化をもつ人々の集團どうしが持続的な直接接觸を行なつた結果、その一方または両方の集團の固有の文化型に変化をおこす現象を意味す

れ、共有（share）され、伝達（transmit）されてくるもの

らば、

(1) 古代ヒンドゥ文化におけるバラモン社会／仏教社会

(2) 古代仏教文化におけるインド社会／セイロン社会

という二つの場合に限定されることになる。そのうち本稿においては、仏教の現実生活においても不可避な「薬」をめぐる処置を一つのモデルケースとして扱うが、それはこの中にすぐれてテーラヴァーダ的な特質が見出されるからに外ならない。テーラヴァーダ的とは、法・律において伝統的であり、その実践において伝統的装いを持った伝統的的であることをいう。

註 I

(1) いにしへ「初期仏教」の意味するものは、根本仏教、原始仏教でもなければ、いわゆる初期仏教（三枝充惠『初期仏教の思想』はしがき参照）でもない。釈尊在世の頃から5Cのセイロンにおける仏音 (Buddhaghosa) 時代あたりまでの仏教を指す。それは文献上の制約によるもので、ペーリ（原始經典）からアッタカター（註釈書）までの期間に限定される。約千年間を初期仏教と呼ぶことに若干の躊躇もあるが、テーラヴァーダの、しかも文化変容を扱う場合にはこの言葉の使用も許されよう。

(2) 「薬」は、薬、食物、治療の意味を含む。本稿では「治療」とした方がより適確であるが、仏教には文化の公分母たる衣・食・住・薬という四依止（資具）の呼称があることから、あえて薬の語を用いる。なお、本稿に関連する論文として、奈良康明「古代インド仏教における治病行為の意味—世間・

出世間両レギュルの関係を中心とした」（中村元博士還暦記念論集『インド思想と仏教』所収）参照。

(3) R. Linton : *The Cultural Background*, 1945, p. 21.

(4) R. Redfield, R. Linton & M. J. Herskovits : "Memorandum on the Study of Acculturation" (*American Anthropologists* xxxviii, 1936, p. 149f.)

III 衣食住と薬

最初期における仏教の比丘生活は、初期の諸經典によれば極めて簡素なものであった。少くとも『経集』(Suttanipāta) で見る限り、後世の僧団組織、僧院生活などをほとんど感じさせない自由な、しかも徹底的に自己を見つめようとする孤独な生活であった。一般のバラモン、或いは外道などによる外見上の生活形態はいとも否否定して言われる。

「魚・肉〔の不食〕も、断食も裸体も、剃髪も、結髪も、塗塵も、粗い鹿皮衣も、火神への献供の営みも、或いは世間の不死を得るための多くの若行も、真言も供儀も祭祀も、季節の荒行も、これらは疑惑を超えていない人を清めぬいとができるな。」

そして身心の統一を説き、独坐 (ekāsana)、独坐の思惟 (paṭisallāna) が強調された。

「独坐（身脱落）と親近沙門（心脱落）とを学ぐ。独り楽しむ限り、聖者は獨一と称される。」
「独坐の思惟と禪定とを捨てず、諸法において常に法に従って行

ない、諸生存の患いを思惟し、犀の角のように独り歩め⁽³⁾」

と。又、真実の「バラモンとなる」とがくり返し称賛された。

「在家者、出家者のいずれにも交わらず、家なく遍歴する少欲の人、彼を私はバラモンと呼ぶ」⁽⁴⁾

このように見ると、最初期の仏教が目指したものは、独り無所有を実践する真実のバラモンへの復帰でもあつたことがわかる。そしてその実生活は、最少限度の必需品の知足にあつた。

「衣服 (cīvara)」乞食 (piṇḍapāta)、「病人の」品 (paccaya)、
住所 (sayanāsana)⁽⁵⁾、⁽⁶⁾これに對して欲を起すな。再び世に戻
つてはならぬ」

「智慧のやぐれた弟子は、仏の説かれた法を聞き、乞食 (piṇḍa)
・住・臥坐所 (vihāra-sayanāsana) と除垢の大衣 (saṅghāti-
rajūpavāhana) ⁽⁶⁾水 (apa) ⁽⁷⁾を考慮して用じよ」

『スッタニペータ』に知られる初期の仏教では、比丘はこのように厳しい最少限の衣食住の生活を送っていた。この頃にはまだ「薬」(bhēsajja)が明確に認められていない⁽⁷⁾。品 (paccaya) とが水 (āpa) ところども示されて、のみである。しかし『長老帳』(Theragāthā)になると、これが比丘自身の体験から具体的に説かれるようになる。

「乞食 (uttīṭhapinḍa) を食とし、牛溲 (pūtimutta) を薬とし、樹下 (rukkhamūla) を臥坐所とし、糞掃衣 (paṁsukūla) を衣服とする。これを受用する者、彼こそ四方の人である。」

ハハでは牛溲が薬 (osadha) として、はつきり述べられてゐる。又、他の箇所でも薬 (bhesajja) を含む資具等に対する無欲について述懐されているから、ハの時点では衣食住に「薬」が公認されていたと考えてよい。われわれはハハにて、仏教生活の必需品が衣食住から衣食住・薬に移つて、後を見ることで、ただしつつでもまだ薬は「牛溲」であつて、後の「余得」なるものは加わつていらない。

しかし、こうした簡素な生活も後に僧団が拡大すると大きく変化した。即ち波羅提木叉 (Pātimokkha) が成立し、次いで上掲のことがらが、いわゆる、いわゆる「四依」(cattāro nissaya) の行法として『律藏』(大品大犍度) に規定され出家者に課されるようになつたのである。

1 出家は乞食 (piṇḍi) による。これによつて生涯勤めよ。〔余得は僧次食、別請食、請食、行籌食、十五日食、布薩食、月初食である〕。

2 出家は糞掃衣 (paṁsukūla) による。これによつて生涯勤めよ。〔余得は亞麻衣、綿衣、絹衣、褐衣、麻貯衣である〕。

3 出家は樹下坐 (rukkhamūlasenāsana) による。これによつて生涯勤めよ。〔余得は精舍、半覆屋、殿樓、楼房、地窟である〕。

4 出家は牛溲 (pūtimuttabhesajja=陳棄薬、牛尿などを混ぜた薬) による。これがいつて生涯勤めよ。〔余得は熟酥、生酥、油、蜜、糖である〕。

これらの四カ条（カッコ内を除く）は、もともと仏教に限られたものではなく、眞の修行者バラモンに対し求められた項目であつたらし⁽¹¹⁾。しかし律藏の中にこのように或る時期にまとめて提示されたということは、既に見たように仏教の始まりにおいてはこれらの内容が比丘の目指した理想的な生活であったことを物語つてゐる。そして同時に、これらが条文化された時期、即ち、一人のバラモンが仏教生活の安易さを知つて入団したと伝えられる比較的早い時点に、もはや仏教の中心が個から集団の生活へと移行しており、その内容が比丘には守られていなかつたという現実をわれわれに教える。ただ、これらの遵守が一般比丘の生活においていかに困難となつたかは、上掲四カ条の「余得」の付加が示すところであり、また一方で、これら初め三カ条（衣・食・住）の知足にその功德があるといわれる頭陀（dhuta）の修行が任意的（個人的）に行なわれたものであるといふにからむ、更には後に提婆（Davattha）の五主張が否認されたという伝承からも明らかであらう。「薬」についてみても、既に見た「牛溲」に熟酥、生酥、油、蜜、糖の五種（「わゆる七日薬」）が加えられており、これらは「牛の五味」即ち乳、酪、生酥、熟酥、醍醐を越えたものもあるのである。

このように、理想追求の立場より「律」においては厳しい四依を規定し勧めながら余得を加えざるを得なかつた事情か

ら、われわれは、仏教が初期のうちにすでに「実践」において、それは特に「薬」に関して著るしいものであるが、種々に変化し固定化ないし伝統化されているという一特徴を看取しうる。これは、古代ヒンドゥ文化から出発して眞のバラモンの理想を追求した仏教が、ヒンドゥ文化の中での「教え」こそ違え、生活形態においては最初に否定した筈の一般バラモン・外道の生活にも似たものへと歩みつつ、仏教独自の姿を整えたことを意味しており、一つの文化変容を示している。

こうした因依（四資具）に関する変化のうち、「薬」あるいは「薬の扱い＝治療」に限つて見ればどうか、以下に考察したい。

註二

(1) Sn. 249

(2) Sn. 718 「独住」(ekavihāra) によつては S. II.

282-284 たゞに見えるが、Sn には見られない。なお早島鏡正『初期仏教と社会生活』pp. 52-67 参照。

(3) Sn. 69

(4) Sn. 628, Dhā. 404 小村元『原始仏教の成立』p. 222 参照。

(5) Sn. 339

(6) Sn. 391, cf. 392 」の解釈は、水野弘元博士（南伝大藏經第24卷）、中村元博士（『ブッダのことば』岩波文庫）とは異り註釈 (Pj. ad Sn. 391) を尊重したのである。

(7) Sn には薬の語「」や osadha (vv. 1, 296=牛の五味) は見

ムヌムガ bhesaja せ覗ひねだ。

(∞) *Thag.* 1057 cf. *Thag.* 127; S. IV. 291

(σ) *Thug.* 924

(Ω) *Vim.* I. 58; 95-96

(11) *Manusmṛti* VI. 44 の一文は、この事情を説明するもの
ル jñāpavānāḥ。『揃 (kapāla)』樹下 (vṛkṣamūla)、ボロ衣
(kucela)、孤獨 (asahāyatā)、および一切に対する平等性
(samatā)、「れば解脱の特徴である」と云う。

(12) 「食」が守られなかつたことは、*Vim.* II. 77f.;
119; 165 etc., 「糞掃衣」については *Vim.* I. 281f.; II. 115;
176 etc. たゞ佐藤密雄『原始仏教教団の研究』pp. 539—540
参照。

(13) 後世の *Vim.* 59には「修行者は、衣服知足 (civara-santut
thi)、鉢食知足 (piṇḍapāta-s°)、住所知足 (senāsana-s°) を
確立して禅定修習の樂 (bhāvanārāmatā) を証得しらる」と
云ふ。

(14) *Vim.* II. 197 五種の主張とは次の通り。比丘は生涯、(1)林
住すべきであり、村に入れば罪とされよ、(2)乞食すべきであ
り、請食を受ければ罪とされよ、(3)糞掃衣を着るべきであ
り、居士衣を受ければ狂とされよ、(4)樹下に坐すべきであ
り、屋内に入れば罪とされよ、(5)魚、肉を食べるべきではな
く、魚、肉を食べれば罪とされよ。

(15) ヒンズーの傾向が、「中道」という教え自体の中に秘められて
いることを考えなければならぬ。

III 一般の医学

仏教社会での「薬」に対する扱いを見る前に、まず古代イ
ンド、或いはセイロンにおける医学一般について概観してお
こう。

インドにおける医学の起源は、古く『リグ・ヴェーダ』
(*Rg-veda*) の呪法にまで遡りうるが、実用的立場から言えば
『アタルヴァ・ヴェーダ』(*Atharva-veda*)、特にその所属の
『カウシカスートラ』(*Kauśikasūtra*) に示された治療学、呪
法、薬法に求められる。呪法と薬法とは古くから不可分の関
係にあるもので、インドではとりわけ呪法技術が発達し、病
原体を鬼靈に認め、これを呪文で払おうとする鬼靈学が医学
の重要な一部門を占めた。一方、病氣一般については、身体
を構成する五元素（地、水、火、風、空）のうちの三要素、
即ち風 (vāta)、火としての胆汁 (pitta)、水としての粘液
(ślesma) による障害から起じるものとされたが、この理
論はセイロンでも採り入れられた。⁽³⁾ セイロンではそうした病
氣全般にわたる治療を主として『アーユル・ヴェーダ』
(*Āyur-veda*) に負うた。この書は『アタルヴァ・ヴェーダ』
の副支分として、或いは『ラグ・ヴェーダ』の副ヴェーダとし
て古ゼインドのチャラカ (*Caraka*)、スシュルタ (*Suśruta*)
などによる医学書と共に主要位置を占め、また他のヒンズー

の影響を受けた文化圏においても、大なり小なり医学的知識をより得ているところである。その名の通り「長命学」の書として尊重された。

古代セイロンの医学はイノンの影響下に大いに発展したが、医師 (vedā) による独立のカーストが形成されたりとはなかつたし、特に学派も生まれなかつた。⁽⁵⁾ しかしながら王の中には医術に秀で、『トーハル・ヴァーダ』に通曉した者もいた⁽⁶⁾。また後にこの書に基いてペーリ語による唯一の医学書『薬の宝鑑』 (*Bhesajjamāñjusā*) が著われ、更に後世、その注釈書が有名な沙弥サラナンカラによつて書かれたことなどは注目されよう。

古代インンドゥセイロンでも、薬、治療は現実の生命に関わる最も重要な関心事であつた。

註

- (一) M. Winteritz: *Geschichte der indischen Litteratur*, dritter Band, 1922 (中翻義照訳『マハーラの御医書』 p. 188), 池田昌『マハーラ文明の歴史』(岩波新書) p. 127 参照。
- (二) L. Renou et J. Filliozat: *L'Inde Classique* (Tome II), 1953 § 1651-1652 ヒンズー、アーラム、ヒンズーの病氣 (pittamabāhu) 1書だ『トーハル・ヴァーダ』に通じ、白の病人の治療を行なうための病院を建て、また医師には専門の生活費を支払つたとある (Mv. 73. 34-54)。
- (三) 200のヤマロク最大の英主パラカマバーハ (Parakkamabāhu) 1書だ『トーハル・ヴァーダ』に通じ、白の病人の治療を行なうための病院を建て、また医師には専門の生活費を支払つたとある (Mv. 73. 34-54)。
- (四) 200 Pasnula Mahāsāmin 200の著作である (Mv. 97. 56-60)。
- (五) Mv. 97. 56-60

- (3) W. Geiger: *Culture of Ceylon in Mediaeval Times* (ed. by H. Bechert) 1960, § 70-71.

(4) 医承 (ayurveda)、本書はもくべ分、眼や外科 (śalya)、眼科 (śalākya)、内科 (āyacikitsā)、鬼羅 (bhūtavidyā)、強精学 (vājikarana) ふる故 (M. winteritz, op. cit.,; 中翻義照訳、同上 p. 188)。cf. L. Renou et J. Filliozat, ibid. § 1650-1659; J. Filliozat: *The Classical Doctrine of Indian Medicine* 1964, pp. 1-31; 186-195.

- (5) W. Geiger, op. cit., § 70.

- (6) 400のパラカマバーハ (Buddhadāsa) が、虫入りの乳を飲んで病気になつた比丘に、馬の血管から採取した血を飲ませ、後で虫を吐かせて治した。治療後、王は「自分の医術によつて、虫の體を比丘も無事であった」と頗るだといわれる (Mv. 37. 124-131) が、それは「仏陀の奴隸」という王名によねじり行動をとつた。がたゞの王は虫のチャンスクリッピ

詔で医学書 *Sārārhasaṅgraha* を著わしにふる。

(7) 200のヤマロク最大の英主パラカマバーハ (Parakkamabāhu) 1書だ『トーハル・ヴァーダ』に通じ、白の病人の治療を行なうための病院を建て、また医師には専門の生活費を支払つたとある (Mv. 73. 34-54)。

(8) 200 Pasnula Mahāsāmin 200の著作である (Mv. 97. 56-60)。

(9) 200 Pasnula Mahāsāmin 200の著作である (Mv. 97. 56-60)。

(virecana) ふらか、吐き氣 (vāta-s°) を流すためにトキ (virecana) ふらか、吐き氣 (vāta-s°) を流すためにトキ

IV 治療・呪術の否定

ところで、上述のような一般社会での現実的要件とは対照的に最初期の仏教の世界においては、「治療」(tikicchā)は無視され涅槃の追求に無縁な世俗の「学詮」(sikkhā)として「とん」と斥けられた。

「そこでは諸々の学問が教えられている。世間における諸々の束縛に耽ってはならぬ。あまねく諸々の欲望を洞察して自らの涅槃を学べ。」

「」の学詮とは『義釈』(Mahāniddesa)⁽²⁾ によれば、象学(hatthi-sikkhā)、馬学(assa-s°)、車学(ratha-s°)、弓学(dhanus°)、そして眼科(sālākiya)、外科(sallakattiya)、内科(kāyatikicchā)、鬼靈科(bhūtiya)、小兒科(komāratikicchā) これら治療が意味なんだ。

また治療は「呪術の類」としても禁止された。

「呪術(Athabbaṇa) も止撫(supina)、止相(lakkhaṇa)、止た止星(nakkhatta) を行なへばならぬ。わが弟子は止声(viruta) や懷妊術(gabbhakarana)、治療(tikicchā)を学んではならぬ。」

この治療も先に見た眼科、外科、内科(kāyatikicchā)、鬼靈科、小兒科(komāravejja)の五種に外ならない。

いずれにしろ、当時、仏教では、治療はヒンドゥ文化における世俗の学であるから学んではならぬ、とされている。

この治療否定の背景については次の二つの事情が考えられる。第一は、仏教本来の立場(涅槃の獲得)からの否定である。つまり治療行為は修行の比丘にとって不要であるということである。もちろん治療を学ぶという言葉の裏には、その頃の修行僧が世俗の学を学んでいたという事実が隠されている。例えば『マヌ法典』には、遊行期のバラモン僧に対しても施物を求めて、占いとか解説(anuśāsanavāda)などをしても施物を求めるなど説かれているから、彼らには占いなどの行為は許されていた。ところが仏教では、占いなどをすると説き、更には、偈を唱えて(gāthābhigītā) 施物を求めるなど諒しめたのである。これは明らかに当時の一般バラモン僧の生活に対する反発であり、仏教の確たる立場の表明である。このにおいては、純粹に独住独坐の実践が称えられ、おそらく修行比丘には既に見たような牛溲(陳棄糞)の如きものののみの治療でことが足りるという少欲知足が自覚されていたものと思われる。

第二は、第一とも関連するが、仏教の現実的合理的な立場による否定である。釈尊時代に名医ジーヴァカ(Jivaka)が住んでいたと言われているし、彼は釈尊の侍医として名高い。この一点から推察されるように、治療は医師にまかせ、比丘は修行に専念すべきであるという実生活に即した考えが初期の仏教にあつたことである。⁽⁸⁾ 実際に釈尊自身、ジ

ーヴ・アカの治療を受けていた⁽⁹⁾、比丘も同様、一般の人々から羨まれるほどに彼の治療を受けていた⁽¹⁰⁾。

」のように治療を学ぶとの禁止については一つの解釈が可能である。さればまた、前者が森や窟を中心とした林住（araññasenāsana）の生活に、後者が村や町を中心とした村住（gāmasenāsana）の生活に根拠を置いていることを示すものである。両者について、前者をより初めの時代、後者を僧団が拡大し僧院化が進んだ後の時代というように時間的経過において捉えることもできるが、両者の形態は、最初からほぼ同時に場所を異にして進行したものと考えるべきで、空間的な融たりとして見る方が自然であろうと思う。釈尊自身、成道後の生活は、町や村が中心であったのかい。

なお加えて言えば、この両形態は後のセイロン仏教にそのまま接続する。紀元前一世紀のセイロンでは、仏教の危機的状況下に、これらの立場のいずれが優先するかが論議された⁽¹¹⁾。即ち仏教の根本は修行（patipatti）か学問（pariyatti）か、或いは行の生活（vipassanādhura）か学の生活（ganthadhura）かということであった。後者が勝利を得たが、以後両系統がつきり分かれたのである。

以上のように、「治療・呪術の否定」を通して、われわれは古代セイロン仏教における重大な分岐点が、すでにインド最初期の仏教の中にあることを見出しうる。

註N

(1) *Sn.* 940

(2) *MNid.* 420

(3) *Sp.* 440 や *Āthabbaṇa* (数) や *Āthabbaṇikā* (阿塔婆尼耶) と共に *vijāmaya* (星) や *Pj. ad Sn.* 927 や *vej* を「アタルカ・カーハの呪術」(*Āthabbaṇikamantappayoga*) と解ある。

(4) *Sn.* 927 呪術の禁止として *Sn.* 940 「ヤイロハノリ於ける仏教と呪術的トニマニ Pantheon やムヒド」(駒沢大学宗教学論集第六輯、一九七〇) 参照。

(5) *MNid.* 382 や *CNid.* 360 や *vejakamma* を「罪やムカシハレハル。

(6) *Manusmṛti* VI. 50

(7) *Sn.* 81; 481 なお中村元訳『アッダのソル』(岩波文庫) p. 209 注¹⁸ 参照。

(8) 」の考えは、例えば「心の苦を智慧によいで滅せ、身の苦を医薬によいで滅せ」(*Mahābhārata*, XII. 205.3) と言わねばならぬにインヒ一般にねいた。中村元『原始仏教の思想』(ト) p. 35f. 参照。

(9) *Vin.* I. 279-280

(10) *Vin.* II. 119 」の典型的な話が『律藏』の大品大捷度 (*Vin* I. 71-73) に収められてゐる。興味あるものであるが以下に要約し紹介しておきたい。

「マガダ国に五種の病氣（癩、癰、白癩、乾瘍、顛狂）が流行した。人々はジーヴ・アカに治療を求めたが彼は『私は國

王と後宮、それに仏と仏弟子の侍医であるから一般の人を治療することはできない』と断わった。そこで人々は出家し具足戒を受けて治療してもらつた。そうするうちに病比丘の数が増え、乞う食物も多くなつた。ある時一人の病人がジーヴアカのところに来て『自分の財産はもちろん差し上げます。快復したならあなたの奴隸にもなります』ということで治療を頼んだが、断わられた。そこで男は比丘となり治療を受けた。しかし完治すると直ちに還俗したのである。ジーヴアカは怒り、釈尊にことの次第を告げた。すると釈尊は『比丘らよ、五種の病気に罹つた者を出家させてはならない。出家させた者は悪作になる』と言われた。』

同じ話は『摩訶僧祇律卷二十四』(大正藏^②) (420bc) にもある。この記事の内容は事実と見てよいであろう。なお仏教の四諦説がしばしば医学との関連において説明され(cf. Mil. 43)，特に仏(修行者)=医師(薬師)という考え方は仏典に多く見られる(e.g. *Thag.* 444; 830; A. IV. 150 etc.)が、具体的には釈尊とシーヴアカとこう両者がそのイメージを強くしていふように思われる。医学と仏教との関連については、中村元『原始仏教の思想(上)』pp. 35-37 参照。

(11) *Manorathapūrāṇi* I. 92.

V 薬・治療の默認

最初期の治療等の学習禁止は、仏教の始まりという時間的限定による禁止と同時に、森や洞窟における少欲知足の修行という空間的限定による禁止であった。いずれも当時のバラ

モン生活に対する反省、眞実のバラモンへの回帰を期待したものである。しかしながら、その理想とは裏はらに僧団が都市で拡大するに及び、衣・食・住の生活も潤い、四依の行法も次第に緩和され、「余得」が次々と付加され、又、或る時期からそれが常態化された。特に薬、ないし治療にはその変化が著るしいようと思われる。

古代インドでは、薬を食物と同一視しており、仏教でもまた両者を同枠で捉え諸規定を施した。例えば『律藏』の「薬犍度」は、薬および食についての詳細な分類規定と、それが成文化されるに至つた因縁を述べる。初期の仏教から食が人間にとつて最も重要な必需品であると認められていたことは、『小誦經』(*Khuddakapāṭha*)⁽²⁾にある「一とは何か、すべての衆生は食によつて住す」という簡単な問沙弥文の記事とか、四依の第一条が食に始まつてゐる素朴な表現からも窺えるところである。そこでこうした薬、食が、そして又治療というものが『律藏』の中でのようく扱われているかを見るために、まず「薬犍度」を中心に項目のみを取り出して以下に示すことにしたい。

薬 Bhesaja⁽⁴⁾

最初期の治療等の学習禁止は、仏教の始まりという時間的

I 薬薬 (*yāvakālīka-bhesajja*)=[⁽⁵⁾食物]
1 噬食 (*bhojanīya*)=⁽⁶⁾軟食

- 飯 (odana)' 粥 (kummāsa)' 粉 (sattu)' 魔 (maccha)'
肉 (maṁsa)
- 2 醬食 (khādaniya)=便食
「噉食、非盐漬を除く他の硬食
(~)」
3 盐漬
- 穀果汁 (dhaññaphalaraśa)' 蒜汁 (ḍāka-r°)' 薑花汁 (ma-
dhukapuppha-r°)
- II 帶盐漬=[薑]
- 1 夜分薑 (yāmakālika-bhesajja)=非盐漬
菴婆果漬 (amba-pāna)' 醜婆果漬 (jambu-p°)' (∞)俱離果漬
(cocā-p°)', 担蕉漬 (moca-p°)', 薑漬 (madhu-p°)', 薑本果漬
(muddikā-p°)', 𩫓搘漬 (sāhuka-p°)', 波搘果漬 (phārusa-
ka-p°)', [云ナ] 𩫓搘 (atthapanāni)]', 將山の穀汁を除く
た一切の果汁 (phala-rasa)', 薑汁を除くた一切の葉汁 (potta-
r°)', 薑花汁を除くた一切の花汁 (puppha-r°)', 廿庶漬 (ucchu-
r°)
- 2 七豆漬 (sattāhakalika-bhesajja)
穀酥 (sappi)' 生酥 (navanīta)' 油 (tela)' 蜜 (madhu)'
糖 (phāṇita)
- * 脂漬 (vasābhēsajja) [思ル井ノ脂用——熊脂 (accha-v°)',
魚脂 (maccha-v°)', 鰐脂 (susukā-v°)', 豚脂 (sūkara-v°)',
驢馬脂 (gadrabha-v°)]
- 3 乾形夷薑 (yāvajīvika-bhesajja)
根薑 (mūla-bhesajja)
- 薑漬 (loṇa-bhesajja)
海螺 (sāmuḍḍa)' 黑螺 (kālalōṇa)' 王螺 (sindhava)'
赤螺 (bila)' スリランカ語
- 粉薑 (cūṇṇa-bhesejja)
* 薑 (kaṇḍu)' 椒 (pilakā)' 薑 (assāva)' 味 (thullakacchā)
味 (chakana)' 薑與味の複合語。薑味相混の甘薑 (chakana),
粘土 (mattika)' 頸薑 (rajananipaka) スリランカ語
- 葉薑 (panṇa-bhesajja)
菴婆葉 (nimba-panṇa)' スリランカ語 薑 (kuṭaja-p°)', スリ—
葉 (patola-p°)', スリ 薑 (sulasi-p°)', スリ — スリ 薑
(kappāsika-p°) スリ 他
- 果薑 (phala-bhesajja)
柰 (vilaṅga)' 薑撥 (pippala)' 雪薑 (marica)'
柯子 (harītaka)' 三薑 (vibhītaka)' 龍胆子 (āmalaka)',
スリ — スリ (gotaphala) スリ 他
- 樹脂薑 (jatu-bhesajja)
摩訶 (hīṅgu)', 摩訶樹脂 (hīṅgujatu)', 摩訶摩訶 —
摩訶 (hīṅgusipātika)', 摩訶 (taka)', 摩訶摩訶
(takapatti)', 摩訶摩訶 (takapanni)', 摩訶摩訶
(sajulasa) スリ 他
- 海螺 (sāmuḍḍa)' 黑螺 (kālalōṇa)' 王螺 (sindhava)'
赤螺 (bila)' スリランカ語
- 粉薑 (cūṇṇa-bhesejja)
* 薑 (kaṇḍu)' 椒 (pilakā)' 薑 (assāva)' 味 (thullakacchā)
味 (chakana)' 薑與味の複合語。薑味相混の甘薑 (chakana),
粘土 (mattika)' 頸薑 (rajananipaka) スリランカ語

塗薬 (añjana)

黒塗薬 (kālañjana)’、¹ 鮮塗薬 (rasa-a°)’、長石塗薬 (sota-a°)’

紅土 (geruka)’、² 燕尾 (kapalla)

* 塗薬の類や頭部——椎瘤 (candana)’、毒凌薬 (tagara)’

随時瘤 (kālānusāriya)’、³ 椎子瘤 (tālsa)’、⁴ 蔵子 (bhadda-muttaka)

^(二)
治癒 (tikicchā, vejakamma)

(病種)	(治療法)	(器具・備品・薬)
疥癬	粉薬を塗る	挽瓦 (nisada)’、磨石 (nisadapota)’、 ⁵ 瓦 (udukkhala)’、 ⁶ 粉薬瓶 (musala)’、 ⁷ 粉薬錠 (cup-nacālani ঢাঙ রুঁি)’、 ⁸ 布錠 (dussacālani)
眼病	田薬を塗る	塗薬箱 (añjani)’、瓶 (apid-hāna)’、 ⁹ ¹⁰ (suttaka)’、塗薬瓶 (añjanisalākā)’、 ¹¹ 瓶箱 (salākodhāniya)’、 ¹² 塗薬箱 の袋 (añjanithavikā)’、肩組 (aṅsabandhaka)’、 ¹³ 結組 (bandhanasuttaka)
頭熱	頭油を塗る	灌鼻法 (natthukamma)’、 ¹⁴ 対の灌鼻筒 (yamakanatth-

ukarani)

煙を吸う

題姫 (dhūmanettha)’、¹⁵ 帽 (ap-idhāna)’、¹⁶ 烟 (thavikā)’、¹⁷ 支の袋 (yamakathavikā)’。

腫瘍・瘻米

腹痛

油を煮て飲む

油に煙を混ぜて飲む

鐵爐 (loha-tumba)’、木壺 (kattha-t°)’、¹⁸ 眼爐 (phala-t°)

肢痛

発汗法 (sedakamma)

大発汗法 (mahāsedā)

藥湯 (bhaṅgodaka)’、浴湯 (udakakotthaka)

節痛

血を出す

血 (visāṇa)’、足塗薬 (pāda-bhañjana)’、足油 (pajja)

瘡

手術 (satthakamma)

刃 (sattha)’、¹⁹ 痘膏 (kasāvoda)

瘡布 (kabalīkā)’、²⁰ 带 (vaṇabandhanacola)’、²¹ 痘麻布 (tilakakka)’

芥子粉を撒く

芥子粉を撒く

芥子粉 (sāsapakuṭṭa)

煙草

煙草 (loṇasakkharikā)’、²² 痘 (vanatela)’、²³ 痘麻布 (vi-kāsika)

毒病 (蛇毒)

田種汚物を飲む

糞 (gūṭha)’、²⁴ 蛇 (mutta)’、²⁵ 灰 (chārika)’、²⁶ 蒜 (mattika)

毒 (毒)

糞を飲む

糞

毒薬病	唾土を飲む	唾土 (sītālojī)
鬼靈病	生肉生血を飲む	屠殺場の生肉生血 (āmaka-mānsā, āmakalohita)
便秘	灰汁を飲む	燒米灰汁 (āmisakhāra)
黃疸	呵利勒を飲む	牛溲に浸した呵利勒の汁 (muttaharitaka)
皮膚病	香料を塗る	香料 (gandha)
体液過多	吐下薬を飲む	吐下薬 (virecana)

れて、「藥犍度」には右のようにやまざまの食物や薬、或いは治療法について規定されているが、これらがいつ頃から認められるようになつたかは判然としない。すでに見た通り、当初においては眞の修行のために「治療の学習禁止」がうたわれていた筈である。しかしこの「藥犍度」に至ると様相が一変し、治療の学習を越えて、そのものが許されているのである。」の間の事情をわれわれはどうに理解すればよいであろうか。

じくふつうに考へるならば、村や町における修行僧の増加によつて病人の数もそれに応じて多くなり、医師だけに頼らず、僧院内でも独自に薬の調合や治療法が求められるようになつたといふことであろう。それは、他の律の次のような傍

証的記事によつて或る程度裏づけられるかと思う。

「時有苾芻身生癰瘍。能治医王因來見患即便為破。有緣別去不與安藥。于時苾芻転增痛苦。時諸苾芻見其苦痛。更相告曰。諸具壽若有解者可為除苦。時有少年苾芻即便為作医王自念。我向破癰瘍不與安藥今宜可与。即行問曰。我為破癰未與安藥。答曰。已作。問曰。是誰。答曰。是少年者。医王察看知是好藥報言。若於他日我不在時應如是与。答曰。我且隨宜權行此法。然仏世尊未見聽許。報言。世尊大悲必應開許。苾芻白仏。仏言。若諸苾芻有善醫者。應與安藥。可在屏處勿令俗見。若敝露處作者得越法罪。」

これは比丘が比丘を治療するに至る因縁を述べたものであるが、比丘が信者に治療の知識を与える因縁さえも説かれている。

「在室羅伐城。時有淨信婆羅門居士等。來詣寺中問苾芻曰。我有如是病當服何藥并噉何食。時諸苾芻不解医者一無言答。其善医者亦復生疑不為陳說。時諸俗旅不樂而去。苾芻白仏。仏言。若有苾芻善解医方。應為陳說此成無犯。」

これなどは治療についてかなり発展した考え方がなされた段階のものと言える。⁽¹³⁾ ただ、こゝで注意すべきは、比丘が信者に直接处方をしたのではなく、後述のように特殊な方便、即ち「淨法」によつて間接的に指示したということである。

いざれにしても、上述のような理由から僧院内で薬、治療が行なわれるようになつたものであろう。

規定の数の増加は比丘僧団の拡大を意味するが、これは一方で所期の目的ないし理想が現実から「よしよ遠ざかる」と示すと當つてよい。その点からすれば、「藥犍度」のまどまりは後のものと見ることができるが、内容の々々についても、釈尊時代の早いやから、僧院化の進行と共に隨犯隨制の形で徐々に認められるようになつたと考えられる。ただ『律藏』の中ではやはり治療の學習を禁止した条項は「」になもなく、一足飛びに治療行為自体が許可されたのであつた。

註V

見られない。

(6) 噛食、嚼食については *Vin.* IV. 83, 南伝大藏經第二卷 p. 132 参照。

(7) 「」の語に相当するペーリ語は「」。」に示された三種は、非時槩から除かれたものに他ならぬ。「時槩」については『摩訶僧祇律』卷二十八(大正藏③457b) 参照。

(8) 夜分に飲用しうるものをいう。

(9) 七日間所持し飲用しうるものを「」。」には、先に見た四依の「薬」における“牛溲の余得”に外ならない。なお『摩訶僧祇律』卷第十(大正藏③316c-318b) 参照。

(10) 終身所持しうる薬をいう。

(11) 以下は便宜的に示した表でありすべてを網羅していない。

(12) 『根本説一切有部毘奈耶雜事』卷二十五(大正藏③327c)

(13) 中村元『インド古代史(上)』p. 608, 奈良康明「古代ヘン

ド仏教の宗教的表層と基層(上)」(月報『三蔵』No. 34 p. 6)

参照。

VI 治療を除く呪術の禁止

参照。

(4) ヒートの分類枠組「」、西本竜山『因分律比丘戒本講讀』p. 237、佐藤密雄『原始仏教教団の研究』p. 628-629 参照。訳語は南伝大藏經(渡辺照宏訳)に従うものとする。

(5) 「時薬」とは午前中のみに食用しうるものである。」これに対し「非時薬」とは夜分もしくは非時に食用しうるものない。なおペーリ律には「」、「非時薬」に相当する語は

「治療」に対する「呪術」、「」古くから修行僧には無益徒勞の学(tiracchāna-vijā)、邪惡な生活(micchājīva)であるとして斥かれていた。『般繩經』(Brahmajāla-sutta)の「大戒」には次のように記す。

「また或る尊敬すべき沙門・バラモンは信施の食を取れながら、例えば、願かむ(santikamma)、願解かむ(pañidhi-kamma)、地

婆⁽²⁾の心で呪を唱へるゝも (bhūri-kamma)、精力を旺盛にやるゝも (vassa-kamma)、精力を無⁽³⁾やうにする⁽⁴⁾も (vossa-kamma)、仕所を清め⁽⁵⁾るゝも (vatthu-parikarana)、口漱⁽⁶⁾る (ācamana)、住所を清め⁽⁷⁾るゝも (vatthu-parikarana)、沐浴 (nahāpana)、进食 (juhana)、嘔吐 (vamana)、ト癡 (virecana)、山鹿 (uddha-virecana)、ト患 (adho-vrecana)、頭の治療 (sisa-virecana)、耳⁽⁸⁾と鼻⁽⁹⁾を治める (kanṇa-tela)、皿の治療 (netta-tappana)、鼻の治療 (nathukamma)、眼藥をめぐらしむ (añjana)、體⁽¹⁰⁾と油⁽¹¹⁾をなじませる (paccañjanā)、眼科 (salākiya)、外科 (sallakkattika)、小兒科 (dāraka-tikicchā)、樹根と薬草⁽¹²⁾を与へるゝも (mūla-bhesajjānam anup-pādāna)、薬を抜取るゝも (osadhīnam patimokkha) など⁽¹³⁾も うな呪術 (tiracchāna-vijā) によって邪悪な生活をしてくるが、沙門⁽¹⁴⁾は一⁽¹⁵⁾たまにのみの呪術による邪悪な生活を離れていた。

初期の仏教では、既に見た通りで、やあゆか、⁽¹⁶⁾のよう⁽¹⁷⁾に願かけから始まつて薬などによる治療まで、やぐらが「呪術」、「畜生の学」⁽¹⁸⁾として無益なるや見だされただ。⁽¹⁹⁾の考へは『律藏』においても表面上、変わるものではなかつた。即ち比丘に対する次のように説いていたのである。

「比丘は、呪術 (tiracchāna-vijā) を學んではならない。學ぐば惡作 (dukkata) ならぬ。」

「比丘は、呪術を教えてはならない。教えれば惡作にだる。」

しかしながら、この場合の「呪術」とは、初期に言われるような廣義のやのではなく、いわゆる邪術に近い狹義のやの

であつたらうと考える。なぜなら、⁽²⁰⁾の「小事犍度」にいう呪術が廣義のものであるならば、⁽²¹⁾で見た「藥犍度」における「治療行為是詔」の規定は全く無意味になつてしまふからである。したがつて『律藏』において「呪術」は禁止されたが、それは「治療行為」を除いたものである⁽²²⁾ことに洋意しなければならない。これに加えて「小事犍度」には、比丘の自護呪が許されているから護呪が呪術と見なされる⁽²³⁾ことやながつたことを知らねばならぬ。⁽²⁴⁾の⁽²⁵⁾とは比丘尼に対する規定からのも明らかである。

比丘尼に對しても又、「呪術」が禁止された。それは明確に条文化されており、比丘より一層厳しい規定になつてゐる。

「ふかなる比丘尼も呪術を学べば波逸提 (pācittiya) になる」「文字 (lekha) を學ぶるも、憶持 (dhāraṇa) を學ぶるも、守護のために護呪 (paritta) を學ぶるともやである……。」

「ふかなる比丘尼も呪術を教えれば波逸提になる。」

ハハハ、呪術と文字・憶持・護呪とが明確に區別されてい⁽²⁶⁾るから、先の通り僧団の意識では、護呪は呪術と一線が画かれていた。⁽²⁷⁾の規定によると、比丘尼は「呪術」を學ぶこと教えることはやめろん、文字・憶持・護呪をも學んではならないといふ。しかし、なぜ呪術に屬しないしかも比丘には許されて⁽²⁸⁾いるものが禁止されたのであるか、これは理解に苦しむ。更に彼女たちには特別な禁止も言⁽²⁹⁾い渡された。

「比丘尼は、自己」或いは他人を、地獄「に落すよ！」をもひて、或いは梵行「よつ去れ！」をもひて呪詛する (abhisapati) ハルハナム

(7) はならぬ」

と。ハリドム、ハの一条が比丘尼に付されたのはなぜか、更に呪術を学ぶことについても比丘より重い罪に問われなければならなかつたのはなぜかといふ疑問が生じる。これは上掲の禁止事項とは異り、当時のインドの女性が男性に比べてはるかによく呪術をなして、いたという背景に基づくものである。女性が男性より呪詛しやすい性格、或いは立場にあるといふことは、今日の人類学などの成果から一般的的事実として確認されて、ふるむことである。

註四

(一) D. I. 12 『念門果經』(Sāmaññaphala-sutta, D. I. 69)

ノム四記事あ。

(2) ハの詠は詠紙によるものであるが、vassa-k° は「腰を下す」vossa-k° は「身越をゆだねたり」である。

(3) Vin. II. 136.

(4) Vin. II. 109-111.

(5) Vin. IV. 305 (pacittiya No. 49), cf. Vin. V. 77.

(6) Vin. IV. 306 (pacittiya No. 50).

(7) Vin. IV. 276 (pacittiya No. 19).

(8) 加田禪知『呪術』(講談社現代新書) p. 84 以下、及び佐々木宏幹『ヒャーマリバーハクバタシール憑籠の文化』(讲談社新書) p. 150 以下参照。

VII 古ゼイ・ハセリお土の樂法

われわれは、最初期の「治療を除く呪術の禁止」から、『律藏』における「治療を除く呪術の禁止」への移行の跡を辿つた。呪術のみが否定された後者の段階では、治療は不問に付され、比丘相互の間の適切な処置に委ねられているわけで、それが「薬健度」の主旨である。この或る意味で自己矛盾的な傾向の中から当然の帰結として種々の治療法が生まれた。それは、具体的なものとしては、食物飲物による栄養療法、薬(bhesajja)・薬草(osadhi)による治療があり、やや観念的呪的な形では誓願(saccakiriyā)・自護呪(attaparitta)、

護呪(paritta)或いは象徴的なパリッタ儀礼(parittakaranya)によるものがあるし、またその中間には水による浄化もある。ハラした治療に関する種々の事例を經典ないし注釈書の中に散見しうるが、これらは一に隨犯隨制の、換言すれば実生活に即応した初期の仏教の教えとその姿勢、とりわけ「中道」とか「縁起」の構造そのものを反映していると言つてもよいである。

ただし、その時の状況に応じて律を改めたり、新たに制定したのは古代インドの釈尊在世に限られたことであった。第一結集において、

「僧団は未制を制せり、所制を破らず、制に随ひて戒を保持し続

ける」⁽³⁾

との決議記事が伝えられているから、いかなる小々戒といえども原則的には改制が許されなかつた。この小々戒の改制不

許の決定は、後に根本分裂、即ち上座部と大衆部の二系統を生む要因となり、また前者に対し、いわば運命的な規律遵守の課題を負わせたともいえる。律は当然のことながら法と相

俟つて実践されるものではあるが、法と違つて、時代が移り地理を異にすれば自ら変化しうる性質をそなえている。それは「釈尊時代」の「インド」においてさえも隨犯隨制の任意的形式がとらえていたことを想えば明らかであろう。

ところが、その改制が不可ともなれば、律制が可変から不变へと移つたことを意味するものであるから、ここにおいて可変的な人間生活において、たとえそれが不变的な真理、解脱涅槃の護得を目指す比丘生活であるにせよ、種々様々な矛盾や新たな問題が生じることは必定である。比丘にとつては、これらの問題解決がすみやかに強く要望された。そうして生まれた相応の答が「淨法」(kappiya)と呼ばれる一群の手段であった。戒律の条文に抵触しない淨い方法である。

しかしながら、この淨法は釈尊滅後に初めて登場したものではなかつた。先に見た四依に付された余得にはこの方法が予定されており、『波羅提木叉』の条文中に直接この「淨」なる語を有するものもあれば、それを予想させるものをも含

んである。したがつてこの始まり 자체は釈尊の時代にあると考えてよい。⁽⁴⁾けだし原則というものは常に非原則を基盤として存するものであるから。

淨法にはいくつかの発展が見られるが、大きくは次の三段階が認められる。⁽⁵⁾

(1) 波羅提木叉 (Pātimokkhā) に含まれる淨法

(2) 波羅提木叉固定以後

(3) 淨法以後

この発展段階のうち、(1)(2)はパーリ律をはじめとする諸律において、又(3)についてはパーリ律を除く他の律の中で主に確認されるところである。いずれもインドにおける比較的早い時期に行なわれたものと思われる。しかし、パーリを中心にしてテーラヴァーダの、つまり古代のインドからセイロンに至る時代の淨法について見るならば、(2)の中に更に二つの発展段階を認めることができる。⁽⁶⁾

① 経分別 (Suttavibhaṅga)、犍度部 (Khandhaka) に見られる淨法

② 『律藏』(波羅提木叉、經分別、犍度部) 以後のアッタカタ (Aṭṭhakathā、注釈書) に見られる淨法

今これから問題にしようとする淨法は、最も進んだ時代のものと考えてよい。分類②の②に属する、『律藏』以後のものである。この段階にあるものは、いわゆる「淨語」(kappiya-

vacana) を含む複雑多岐にわたる規定であり、律の条文と現実生活とのギャップを埋めようとする比丘の知恵の結晶に外ならない。ここにわれわれは文化の変容を窺いうる。

註Ⅲ

(1) ペリッタ儀礼の完成をもつて比丘に対する「治療」「呪術」の規定に終止符が打たれたと仮定するならば、次のような禁止(×)、默認(○)の過程が見られる。

	△時期△	△呪術△	△治療△
初期 (經集、梵網經、沙門果經等)		×	
中期 (律藏の藥捷度、小事捷度)		×	
後期 (律藏以後)		○	○

ただし、ここにいう「呪術」は狭義のものである。又、VIで見たように律藏では「自護呪」が認められているから僧団では護呪を呪術と見なしていかつた点に注意しなければならない。これを推せば、ペリッタの儀礼もえも呪術に入らぬと見なされたことになる。なお、拙稿「ペリッタ(Paritta)儀礼の歴史的背景——アッタカターラ文献を中心にして」(鶴沢大学仏教学部論集第10号)、奈良康明「ペリッタ(Paritta)呪の構造と機能」(宗教研究一一三号) 参照。

(2) これについては別稿にて論ずる予定である。なお「誓言」については奈良康明「真実語について—仏教呪術の一般面」(日本仏教学会年報・第38号) 参照。

(3) *Vin. II. 288*

(4) 佐藤密雄『原始仏教教団の研究』p. 623f.

(5) 平川彰『律藏の研究』pp. 734-757 に詳しつ。いふるに因定録』(*Pālimuttakavinicchayaśaṅgaha*) ではこれを

分は諸律を通して行なわれており、その(1)は条文に直接「淨」なる語を含む、又は予想させる段階、(2)は「淨語」を含む段階、(3)はもはや「淨」の語さえ見られなくなった段階であると指摘された。

(6) (1)では“淨語”による方法は示されるが「淨語」という言葉は使われていない。しかし(2)には「淨語」(kappiyavacana)なる語が現われる。e. g. Sp. 618, 620 et passim.

Ⅷ 古代セイロハニヤカの淨法

或るものを見指示する場合、律の条文に違背しないよう、直接法を用いず間接的婉曲法を用いて表現する「淨語」による淨法は、ペーリの律を外れた規律であることから『サマンタペーサーディカ』(Samantapāsādikā)⁽¹⁾ には「ペーリ外決定」(Pālimuttakavinicchaya) と呼ばれた。古代セイロンでは、この決定がいくつも生まれ、さまざまに展開を見せるが、以下ではそのうちの「藥」に関する淨法を中心に、紹介をかねて考察することにしたい。

古代インドの仏教において「藥」が食物として、或いは治療としてどのように扱われたかは、これまでに見て来たところであるが、ここにおいて「淨法」として問題になるのは主に後者の場合である。律の注釈である『サマンタペーサーディカ』を内容として構成されたセイロンの『ペーリ外律決定録』(*Pālimuttakavinicchayaśaṅgaha*) ではこれを

① 薬等による具体的治療

② パリッタ儀礼による呪術的治療

に分類している感がある。これらの細かな規定が特に波羅夷のうちの「殺生」の項で扱われていることは、アッタカター

時代に、治療に関する行為がそのまま生命に直結するものとして実際に行なわれ、比丘にも信者にも重大な関心事であったことを物語っている。①、②のいずれについても(1)誰に対して（治療の対象）、(2)どのように治療し（治療の方法）、(3)薬等をどこから調達するか（薬等の求め方）に焦点が絞られている。なお③では治療の主体（職能者）は比丘にあるからその点には触れられていない。

① 薬による治療（資料A）

(1) 治療の対象

寺へ來た者すべてに治療を施してはならない。医師になるならば悪作 (dukkha) となる (A-a)。治療の許される対象は次の者に限られる。

①同じ戒・信・慧のある三学に相応しい出家の五衆、即ち比丘、比丘尼、正学女、沙弥、沙弥尼 (A-b)。

②在家の五近親者。即ち母、父、その世話人 (upatthāka)、自分の執事人 (veyyāvaccakara)、畔頭波羅沙 (panḍupalāsa) である (A-c)。「執事人」とは給料を取り、森で木を切つ

たりその他の仕事をする者をいい (A-h)、いわゆる淨人 (kappiyakāraka) である。又、「畔頭波羅沙」とは、衣鉢が用意されるまで寺に住んでいる出家志願者 (pabbajjāpekkha) をいう (A-d)。

③王位につく者 (A-e)。僧団には、彼らが、取つていながら与えてくれないとか、与えられても残りものを与えているとか言って怒り、生命を奪うような、教え (sāsana) に障害となる存在だという意識もあつたらしく。

④十親族。即ち、兄、弟、姉、妹、母の妹、母の姉、父の弟、父の兄、父の姉妹、母の兄弟 (A-j)。

⑤義理の兄弟姉妹 (A-m)。

⑥病人として来寺した盜賊、敗戦の将、親族に見捨てられた貧困者、情夫など (A-o)。

⑦病人のために処方を求めて來た者 (A-p~r)。

以上の規定を見る限り、ここでは出家在家を問わずほとんどすべての者に治療が許されていると考えてよい。」のようなことは、パーリの『律藏』には全く説かれぬもので、古代セイロンに展開した仏教の姿が如実に示されてある。それは律の規定よりも、例えば慈悲というような或る意味で法の立場から、教えに沿うような場合ならばいかなることも許容されてしまつたように考え思われる。とりわけ王を含む在家者に対する緩和されていることが明瞭であるが、これは仏教と王

制、一般社会との結びつきが律を越えて強まっていることを意味する。なお①から⑦の順序は比丘と他との関係の度合を示しているよう思われる。

(2)治療の方法

「」には薬による治療のことは述べられているが、どのように治療したかについては触れられていない。薬を調合して行なう(A-b, e)、瞰食、嚼食を与える(A-g)、沐浴させたり按摩をする(A-g)などという一般的な記述のみである。それは、今ここで重要なことが治療の技術そのものではなく、どのような要領で治療すればよいかという治療するに至る道筋を説くことにあるからだ。それが「淨法」という形で示されるのである。

①出家の五衆に対しては、伝統的な『律藏』に説かれた比丘による治療法があるからさほど問題はない。しかし在家者に対する場合はそのようなことがかつて示されたことがないからかなりの変化が生じている。特に古代セイロンでは、仏教受容後、従来のバラモンに代って比丘が一般信者のよき教育者、相談相手としての役割を果すようになったため、比丘に諸々の知識が要求された。⁽⁵⁾ 医学的知識についても例外ではなかった。これは比丘内部の大きな変化と言わねばならない。そうした社会的立場の転換から、「村住」の比丘と信者との間に交渉を持つ機会が増大し、病気の治療についても信者が

比丘を頼って寺を訪づれたであろうことは想像に難くない。

②まず、両親については比丘が僧院内で治療することも許されたらしい。しかし母親に対する身体が触れないようにして治療しなければならない(A-f)。その時には親子の関係が断たれ女と男という一般的な関係が成立する。

父親に対しては、男であるから沙弥のように看病すればよい(A-g)。親に対するこの扱いは、在家者のために説かれた『六方礼経』(*Sīṅgalavāda-sutta*)⁽⁶⁾のような仏典における親への孝行が、そのまま出家者に向けられたところから導かれるのであろう。出家の在家化を示している。

親に奉仕をしてくれる世話を人にも同様な治療がなされる(A-g)。比丘自身の執事人に対しては、その執事本人に親族がいない場合、薬を与えてやらねばならない(A-h)。「比丘に頼る者」(bhikkhunissitaka)の場合も同様である(A-i)。畔頭波羅沙に対しては、親が許可した場合、沙弥のように扱つてやればよい(A-i)。彼らも又、僧院内で治療を受けることが許される。

③王位につく者に対しては特に規定されていない。「薬は薬を求める者に調合し与えらるべきである」(A-e)と述べ、医師的な立場の表現で済ませている。

④十親族に対しては、自由に薬を調合して与えることが許される(A-k)。

(5) 血のつながらない親族、つまり兄弟の妻もしくは姉妹の夫という義理の兄弟姉妹に対しては、実の兄弟姉妹のために作って、「あなた方を守るために与えてほしい」として渡されなければならぬ。また兄弟姉妹の子に対しては「あなたの方の両親に与えてほしい」として渡されねばならない (A-m)。この「方便」(upaya) によってすぐじの語句に対する「決定」(vinicchaya) が認められるべきであるという。

「」には淨語による「淨法」がはつきり示されている。

(6) 盗賊その他貧困者に対しては、求めるところなく薬を作つてやるべきである (A-o)。

(7) 敬虔な信者が、他の人のために薬を求めてやつて来た場合どのように対処されたか、この時の処置は最も典型的な「淨法」であると言つてよいだろう。これについては一種の方法が示される。

(i) 依頼者が「淨法」に関する知識を持つていない場合――

「尊者よ、私の母が病氣です。どうか薬について説明して下さる」と、こう問われたならば説明すぐきではない。しかし「比丘の間で」お互いに「友よ、某比丘はこの病氣の時どのような薬を作ったのですか」「尊者よ、いれ」れの薬です」という会話が行なわれるべきである。それを聞いて、依頼者は母親の薬を作る所以である (A-g)。

(ii) 依頼者が「淨法」に関する知識を持つている場合――

人が淨法 (kappiya) を知つてから尋ねたとする。「尊者よ、[人々は] 某病氣にはどんな薬を作るのですか」と。その場合、「[人々は] これを得て作るのです」と詫うことができるのである (A-p)。

このうち第一についてはその後に興味ある実話が付されてゐるが、セイロンではよく知られたものであるから以下に紹介しておきたい。⁽⁷⁾

「マハーパドゥマ (Mahāpaduma) 長老もまだヴァサバ (Vasabha 127-171 B.C.) 王の妃が病氣になつた時、一人の女性がやつて来て質問されたが、『知らぬ』と詫われず、このようにして比丘たる話を交したのであつた。それを聞いて「彼女は」王妃のために薬を作つた。病氣が治ると、三衣および三〇〇金 (kahāpana)と共に薬箱 (bhesajacāngotaka) を満して運んで来、長老の足元に置いた。そして『尊者よ、花供養 (pupphapūjā) をなして下さる』と詰つた。長老は「」れは師の配分 (ācariyabhāga) である」といいとや、淨法 (kappiya) によつて得れや、花供養を行なつた」 (A-r)。

以上の淨法は、薬、治療にあつてまれに極められた「方便」といふ言いうる処方であり、傑作である。これをもつてすれば、かかる処置をも施しうるものであり、古代セイロンでは「」において淨法が完成されたと見てよいであろう。

(3) 薬の求め方

これまでに見て來たところでは、比丘は、比丘および最も

関係の深い者に対して治療を行なつたが、一般信者に対する治療は主に薬の処方を淨法によって行なつた。しかしその薬をどこで調達するかについて、後者の場合は処方さえ知れば薬は自由に得ることができるからよいとしても、前者の場合には限られた僧院内での治療であるから重要な問題であった。

①病比丘が薬を持っておれば、それを調合してやればよい。しかし持ち合わせがない場合、治療に当たる比丘自身のものを与えなければならない。その比丘にも薬がない場合、次の三種のいずれかによつて得るべきものとされる。

- (i) 托鉢 (*bhikkhācāravatta*)
- (ii) 親族 (*ñātaka*)
- (iii) 招待の場所 (*pavāritatṭhāna*)

である。なお得られなければ病人のために、表示しないで (*akataviññatti*) 他から求められなければならない (*A-b*)。

②両親等の薬については説明がない。しかし彼らには比丘

自身のものが与えられている (*A-c~g*) から、薬の求め方も①のような形をとつたことが考えられる。もちろん彼らは在家者であるから自ら薬を持参して来、それを比丘が調合して用いることもあるわけである。

③王位につく者についても説明はない。任意的であったのである。

④十親族の場合、彼らが薬を持って来て、比丘に調合を依

頼する。もし薬が足りない場合、彼らが「尊者よ、われらに与えて下さい。お返しいたしますから」ということで求めるならば、しばらく (*tāvakālikarī*) 与えるべきである。たとえ求めなくても「われわれには薬があります。しばらくお使いなさい」と言って与えるべきである。もし、あとで彼らがそれを返すなら受け取ればよい。返さなくとも責めてはならない (*A-k*)。

⑤~⑦すべてに対し、「求めることなく薬を作つてやるべきである」と言われる (*A-o*)。非親族の者には、沙弥らによつてアランニヤから“自分のために”といふことで薬を運ばせてからそれを施す (*A-m*)。又、和尚が外出中に和尚の両親が病氣のために寺へ來た場合、弟子は一度和尚のもとへ薬を運んでから処置をする。もし和尚の分が無い場合、自分のものを施し、自分にも無い場合、既に述べた要領で求めねばならない (*A-n*)。

いざれにしろ、子々孫々において七世代まで四資具を運ばせても「無表示」 (*akataviññatti*) が信仰心を汚がす罪にはならないし、薬を作つても「治療」 (*vejakamma*) が信仰心を汚がす罪にはならない (*A-l*) と言われている。

以上が、薬による具体的な治療の場合であるが、次にこれと対峙する呪術的な要素を持つパリッタ (護呪) による治療の場合に移ることにしたい。

註解①

(1) *Sp.* 294, 332 et passim.

(2) C^o, *Pālimuttakavina'yavini'chaya-saṅgaha* (BE. 2442) pp. 8-12 B^o, *Vinayasaṅgahatthakathā* (1970) pp. 8-13 ハの箇所は、*Sp.* 469-479; DA. III. 969-970, よりも『善見律疏』卷第十一（大正藏④753 a-c）に対応する。本節末「資料」参照。

(3) ハの分類の仕方は、『根本有部律』卷第一（大正藏④6c）ノハ「藥」と「呪」ハの11種による療法に相応する。治療ニ闇ヤハニ一般的分類と呪ヒヨ。

(4) *Sp.* 473

(5) W. Rāhula: *History of Buddhism in Ceylon* p. 100

(6) D. III. 188f.

(7) W. Rāhula, op. cit., p. 169, Malalasekera: *Dictionary of Pāli Proper Names* vol. II. 'vashba's. v.

(8) ハの場合の逸法は *Vin.* I. 245 ノ抵触しかねない。W. Rāhula (op. cit., p. 169 n. 4) ハの Mahāpaduma 長老が律ニ精通してただけニヤの処置を理解に苦しむものとする。

B^o, *Vinayālāñkāra-ñikā* p. 58 ハ「われわれには金は不相応やある。花供養は相応してある、もじりて拒絶してから淨行 (kappiya-kamma) ハモリで禮れやだ」の意であるといふ。

[2] パリッタ^{アタパリッタ}（資料 B, C, D）

パリッタが自護呪 (attaparitta) ハモリ聖^{アマラ}ハ大正式

に許されたのは、一比丘が蛇に咬まれた時とされ、次のように言われている。

「比丘ハム、おしその比丘ガハ」のような四種の蛇王族（ヴィルーパッカ、ヒーラーパタ、チャブヤーパッタ、カンハーヒータマカ）に慈しみの心をもって満たしていたとする。比丘ハム、その比丘は蛇に咬まれて死ぬことがなかつたであろう。比丘ハム、ハのような四種の蛇王族に慈しみの心をもつて満たし、自らを守り、自らを守護するために自護呪をなすハム (attaparittam kātum) を許可する。」

ハの規定はパーリ律ではわずか「小事犍度」で見られるに過ぎない。他人のために比丘がパリッタを唱えたり、儀礼として行なうりとについてはパーリ律のどこにも触れられていないし認められてもいない。しかし、ニカーヤの中には、例えば『アーティナーティヤ経』 (*Āṭanātiya-sutta*) などによれば、パリッタの使用が許されたふしがあるし、又、アッタカター（註釈書）には、釈尊自ら、或いは仏弟子阿難によってパリッタ儀礼がヴヨーサーリーで行なわれたとも記述されているのである。

ハの律と經典との間にある溝、そしてアッタカターの記事をいかに理解すればよいかは難しい問題であるが、少くとも釈尊滅後の人々の中には、特に古代セイロンの人々には、パリッタというものが釈尊在世の頃から行なわれていたといふ伝統の意識があつたことは疑い得ない。

われわれは今、パリッタがいつ頃から登場したかという始まりの検討を直接の目的としているのではないから、こゝでは、釈尊在世の頃にすでにパリッタがあつたらしいといふことを踏まえて、次のことを確認しておけばことが足りる。即ち、パリッタの機能として、律藏および諸經典の成立時代には予防（未生の悪害を防ぐこと）が中心であったが、アッタカター時代には治療（既生の悪害を断つこと）に集中されていることである。⁽⁴⁾

パリッタは、慈 (mettā)、悲 (karuṇā) とか念 (sati) といふ観念的なものから、或いはそれと相俟つて眞実 (sacca)、眞実語 (saccavacana, saccavajja)、勸説 (saccakiriyā) といった具体的な言葉による表示と、更にはパリッタ儀礼 (parittakarana) という象徴的な形へと展開して行つた。そして或る程度の定着を見るわけであるが、こゝで淨法が行なわれるることになる。それは大きく古代インドの原始仏教から古代セイロンの仏教に至る時代にまで限定してよいかと思われる。以下に扱う資料は、パリッタが儀礼として一応確立した古代セイロンにおけるもので、こゝの中には、治療手段としてパリッタ儀礼を構成するための要素が含まれてある。ただし資料は異なる三つのパリッタ儀礼に関する規定から成るものと考えられるため、こゝではB、C、Dに区分した上で、①に準じて検討に入りたいと思う。⁽⁵⁾

(1) 依頼者

病気の原因が惡靈 (amanussa) などにあると見なされた場合、惡靈を払追うために或いはその防護のためにパリッタが比丘によつて誦唱される。その誦唱を依頼することができるのは、一方には比丘がおり (D-b)、他方には信者がいる (B, C, D-a)。主となるのは後者であり、戒を受けた者ならば誰にも許される (B-c, D-a)。こゝのことはパリッタの誦唱 (儀礼) がアッタカター時代には、信者からの要請が多く僧団として断り切れぬほどポピュラーなものになつていたことを示す。依頼者が、パリッタを「唱えて下せ」と言つたならばよし、「行なつて下せ」とれば不可とひう淨語を含む規定自体、またそのポピュラリティを物語つている。

(2) 儀礼の方法

これも比丘と信者との場合に分けられる。まず患者が比丘の場合には寺で行なわれる。坐が清められ、神々が招待され、香や花が捧げられてパリッタが唱えられる (D-b)。

これに対して信者の場合、その方法は比丘のそれと基本的には変わるものではないが、信者の家で主として行なわれるからそのための準備が細かに規定される。又、パリッタを唱える比丘はその家に行くことになるから、或いはまた患者が寺に来ることもあるからそのための準備作法が多く、かつ綿密にならざるをえない。

①ペリッタの誦唱者は比丘である（B, C, D,）。そのうち『アーティナーティヤ経』を唱える者は、惡靈が好む肉や小麦粉（菓子）を食べたり、墓場に住んだりしてはならない。しかも信者の家へ向かう場合も誦唱する場合も武器を携えた者に護衛されねばならない。また慈悲心に導かれていなければならぬ。こうして彼は身体の外的清浄と慈悲心による内的清浄とを得て誦誦に入る。彼を「ペリッタを行なう比丘」（parittakārakabхikkhu）と呼ぶ（D-a）。

②儀礼のために聖なる場所が設定される。その方法に二種がある。

(i) 水を撒いて淨める場合⁽⁷⁾ (B-b)
(ii) 新鮮な牛糞を塗って淨める場合⁽⁸⁾ (D-a)

(iii) は古代インドの儀礼における大地净化の作法に則つてい
る。⁽⁹⁾ じつは出で上った場所を「ペリッタ儀礼の場」(pari-
ttakaranaṭhāna) と呼ぶ（D-a）。ノハでまず患者に戒、学
処が授けられ（B-c, D-a）、そして比丘によるペリッタの誦
誦が始まる。

③誦誦の經典は、『慈經』（Mettasutta）、『玉經』（Ratana-
sutta）、『旗先經』（Dhajaggasutta）であり、七日間唱へら
れる。最後は『アーティナーティヤ経』である（B-c, C, D
-a）。

④經典の誦誦は、ペリッタ儀礼にあって最も重要な部分で

あり、これを欠けば儀礼は成立しない⁽¹⁰⁾。それは、惡靈が誦誦の音を聞くことによつて仏の威力に圧倒されるか、誦誦の經を理解することによつて慈悲心を起すかのどちらかであると考えられているからである。この誦誦に加えて重要な要素となるものに、水（parittodaka）、糸（parittasutta）、ターラ葉（tālapañña）、栴（gandha）・花（mālā）、坐所供養（āsa-
anapūjā）、鉢食（piṇḍapāta）、吉祥偈（Maṅgalagāthā）があ
る。

(i) 水は除魔などの净化作用を持つものとされる（B-b）。ノ
の資料で見る限り、今日のように患者が聖水としてこれを
飲む、或いは身に注ぐことはなされていない。又、水瓶に
も言及されていないから、水は撒いて淨める目的にのみ使
用されたらしい。したがつて水瓶と糸との組合せによる込
み入った儀礼は後世のものと考えられる。

(ii) 糸は水と共に呪的な力があるものと見なされた。特に誦
誦によって仏、法の威力が吹き込まれ活性化された糸は、
護符として患者の手や足に結ばれる（B-b, C）。セイロン
では古くから、ノの糸が「ペリッタ儀礼の標識」（paritta-
karana-saññāna）であると考えられた。⁽¹¹⁾
(iii) ターラ葉は、ペリッタを書き込んだもので、「法」のシン
ボルとしての役目を果たす（C）。今日の儀礼において、貝葉
の「ペリッタ書」（pirit-pota）が糸によつて舍利容器と水

瓶に結ばれて置かれる場合があるが、その原型に近いものをここに見ることができる。

(iv) 献香、献花、献食、或いは仏の坐所供養、吉祥偈の奉納

などが、悪靈を慰撫するために行なわれる(D-a)。しかし一般的には、パリッタ儀礼は仏の威力によつて悪靈の怒りを鎮めようとするのに対して、バリ儀礼では悪靈に供物を与えてこれを追い払おうとすると考えられる。⁽²⁾したがつて本来、仏陀に捧げられるべき香・花・灯燭などが、たとえそれが序曲としてであれ、悪靈に供物として与えられて本來からすれば、この場合の儀礼は、構造上、願かけ的な極めてヒンドゥ色の強いバリ儀礼的なものであると言わざるを得ず、パリッタの機能から聊か逸脱した感がある。

といつてもこれが非仏教的という意味ではなく、むしろ巧みに仏教の儀礼化を行なつたものであり、ここに『アーダナーティヤ経』誦唱による儀礼の特殊なテクニックがあるとも言える。

又、この儀礼(D-a)においては、少くとも記述の中に水や糸、ターラ葉といった一般に見られる儀礼要素を見出しえない。その理由は、それらが実際に「使用されなかつた」か、或いはその「説明が省略された」かのいずれかであろうと思う。後者の場合も当然ありうるが、この儀礼の構造からするならば前者にもかなりの妥当性が認められ

る。なぜならば、儀礼の内容が、

(1) 在家（民家）における清浄な場でのパリッタ誦誦

(2) 寺の清浄な中庭での供物、「吉祥偈」奉納

(3) 寺の古樹付近におけるパリッタ誦誦

という段階で行なわれる極めて込み入ったものであるからだ。その骨格は「パリッタ誦誦」と「献供」から成るもので、ここには一般で使用される糸やターラ葉の入る余地がないとさえ思われる。いずれにしても、前者の場合であるならば、それはおそらく古代インドの、もはや今日のスリランカでは見ることのできない型のパリッタ儀礼であると言わねばならない。

(3) 儀礼要請の仕方

患者が比丘である場合、儀礼の要請について特に困難は伴なわない(D-b)。問題は信者の場合である。パリッタ儀礼の要請が高まれば僧団においてもその扱いとか在り方について黙視できず、種々の規定が必要となる。アッタカター時代にすでに儀礼が頻繁に執行されていたことは諸資料の明かすところであり、資料Bはそのために決められた約束ごとに外ならない。その扱いのうち最も注意されたことは「どのように表現でもって儀礼が要請されるか」であった。

仏教の基本的立場から言えば、説法および聞法は出家在家を問わず大いに勧められたが、呪術的な要素をもつ儀礼の執

行については公認されていない。そこでパリッタ儀礼も儀礼であつてはならず、パリッタ（護経）の読誦でなければならなかつた。これは既に見て來た通りである。そこで次のように重要な「決定」(vinicchaya) が下されたのである。

「病人のためにパリッタを行なつて下さい」と言われた場合、行なつてはいけない。しかし、唱え下さいと言われたならば唱えるべきである」(B-a)

これはパリッタ儀礼に関する基本的な淨法である。どのような病人が出ても災難が発生しても、この方法によつて儀礼が可能となる(B-c)。又、儀礼を執行するための諸道具についても規定された。とりわけ、水と糸とは要請者（信者）によつて用意されるべきものであり、比丘がこれを与えれば悪作になつた。したがつて要請者が水と糸を持参して坐り、「パリッタを唱えて下せ」と言つた時、はじめて儀礼の要請が受諾されたことになるのである(B-b)。

以上、古代セイロンにおける薬およびパリッタによる治療についての淨法を見たが、ここでは淨法が生きている。やや不透明な部分も見られるが、全体としては「ペーリ律」を越えたところに踏み止まつており「淨法」を越えてはいな。

註■②

- (1) *Vin. II.* 109-110
(2) *D. III.* 206

(3) 拙稿、前掲論文「パリッタ (Paritta) 儀礼の歴史的背景」参照。

(4) 藏外經典である『ミンダパーンハ』(*Miindapāñhā* p. 125) では「パリッタを唱える」といふと、かぐやの病氣は鎮まり、すべての災難は消滅する」という。ここで他人が唱えることについて明記されないが、予防だけでなく治療に言及されている点は注目される。

(5) 資料B～Dについては拙稿、前掲論文「パリッタ (Paritta) 儀礼の歴史的背景」参照。

(6) *Dīghanikāyatthakathatikā* vol. III. pp. 208-209
(7) B^o *Vinayālankāratikā*, p. 58 「...」と、足下に水を撒くのは病氣を消滅しやうためであると唱われる。

(8) cf. ibid., p. 59 “haritūpalitta” は「新鮮な牛糞」(=allagomaya) をさす。これを「縁に覆われた」と解するといふは無理が伴うようである。

(9) cf. *Manusmṛti* V. 124; B^o, *Vinayālankāratikā* p. 59
(10) 「読誦」のことを、石上善心「初期仏教における読誦の意味と読誦經典について」(111康文化研究所年報第11号) 参照。

- (11) B^o, *Vinayālankāratikā*, p. 59.
(12) ibid., p. 59
(13) 拙稿「パリッタ (Paritta) 儀礼——スリランカの事例」(駒沢大学宗教学論集第9輯) 参照。

資料 (PĀLIMUTTAKAVINAYAVINICCHAYA)

A. (Sp. II. 469¹⁰–471³¹) / 善見律毘婆沙、卷十一、大正藏2753a

–c)

a. āgatāgatassa parajanassa bhesajam na kātabbam karento dukkaṭam āpajati.

當來比丘勿_v作₌醫師_–。若作₌醫師_–者。得₌突吉羅罪_–。

b. pañcannam pana sahadhammikānam kātabbam bhikkhussa bhikkhuṇiyā sikkhamānāya sāmaṇerassa sāmaṇeriya, samasilasaddhāpāññānam hi etesam tīsu sikkhāsu yuttānam bhesajam akātum na labbhati, karontena ca sace tesam atthi, tesam santakarū gaheṭvā yojetvā dātabbam. sace n' atthi attano santakaṁ dātabbam. sace attano pi n' atthi bhikkhācāravattra vā nātakapavāritaṭṭhānato vā pariyesitabbam. alabbantena gilānassa athāya akaṭaviññattiyāpi āharitvā kātabbam.

若爲_二出家比丘比丘尼式又摩尼沙彌沙彌尼-合藥者無罪。若諸同學自有_v藥者爲合。若無_v藥自有亦與若自無者。亦可₌爲往自恣請₌檀越家_–。求_v藥不_v得復往₌餘家_–。

c. aparesam pī pañcannam kātum vatī, mātu pitu tad upaṭṭhākānam attano veyyāvaccakarassa panḍupalasassā 'ti. 復有_v五種得與藥_–。何謂_v五。一者父。二者母。三者人侍_v養父母_–。四者自淨人。五者畔頭波羅沙。

d. pañḍupalāso nāma yo pabbajāpekkho yāva pattacivaram patiyādiyati tāva vihāre vasati. tesu sace mātāpitaro

issarā honti na paccāsim̄santi akātum vaṭṭati.

問曰。何謂₌畔頭波羅沙_–。善男子欲_v求₌出家_–未_v得₌衣鉢_–。欲_v依寺中₌住_–者。若父母財富自有₌良藥_–。醫師_v不_v須_v復作_–。

e. sace pana raje pi ṭhitā paccāsim̄santi akātum na vatī. bhesajam paccāsim̄santānam bhesajam dātabbam, yojetum ajānantānam yojetvā dātabbam, sabbesam atthāya sahadhammikesu vuttanayen' eva pariyesitabbam. 若父母猶居₌王位_–。有_v病不_v得_v不_v爲₌合藥_–。若父母貧賤。病時有_v時將入_v寺看。

f. sasce pana mātarām vihāre ānetvā jaggati sabbam pari-kammaṁ anāmasantena kātabbam.

洗浴母者。慎勿_v觸_v體。

g. khādaniyam bhojaniyam sahatthā dābbam, pīta pana yathā sāmaṇero evam sahatthena nahāpanasambāhanādini katvā upaṭṭhātabbo. ye mātāpitaro upaṭṭhahanti patijagganti tesam pī evam evam kātabbam.

飲食得₌手與食₌父者如_v沙彌_–無_v異。洗₌手足_v-油塗_v身。悉得₌用

h. veyyāvaccakaro nāma yo vetanāt gahetvā araññe dārūni vā chindati aññān vā kiñci kammati karoti tassa roge uppanne yāva ñātakā passanti tāva bhesajam kātabbam. ath.

淨人者。雇其得入林斫伐樵薪。若得病未至家。比丘與藥。若已至家。比丘不得與藥。若有善男子。

i. yo pana bhikkhunisitako hutvā sabbakammāni karoti tassa bhesajam kātabbam eva. panḍupalāse pi sāmañere viya patipajjitatbabam.

依止比丘隨驅使。若病比丘得與藥--o

j. aparesam pi dasannam kātuñ vatṭati, jetṭhabhātu kañīṭṭhabhātu jetṭhabhaginiyā kañīṭṭhabhaginiyā cūlamātuyā mahāmātuyā cūlapitun omahāpituno pitucchāya mātulassā ti. 復有二十種得與藥--。一者兄。二者弟。三者姊。四者妹。五者叔娘。六者伯娘。七者叔父。八者伯父。九者叔舅。十者伯舅。

codetabbā. ete dasaññatake ṭhapetvā aññesam na kātabbam. 此等自有藥者爲合。若無可借用。若後還者善。若不還勿責。

l. etesarn puttaparamparāya pana yāva sattamā kulpari-vatṭā tāva cattāro paccaye āharāpentassa akaṭavīñatti vā bhesajam karontassa vejjakammañ vā kuladūsakāpatti vā na hoti. 如是展轉乃至七世。得從其乞藥合藥不犯汚他家--o

m. sare bhātujayā bhaginiyasāmiko vā gilāna honti, ñātakā ce tesam pi vatṭati. aññātakā ce, bhātu ca bhaginiyā ca katvā dātabbam “tumhākām jagganaṭṭāne dethā” ti. athavā tesam puttānam kātvā dātabbam “tumhākām mātāpitunnam dethā” ti. etena upāyena sabbapadesu vinicchayo veditabbo. tesam atthāya ca sāmañerehi araññato bhesajam āharāpenna ñātisāmanerehi vā āharāpetabbam, aññātakēhi attano atthāya vā āharāpetvā dātabbam. tehi pi “upajjhāyassa āharāmā” ti vattasīena āharitabbam. 若弟婦若姍婿有病者。可得以藥與姍與弟。令自與姍--o 若無弟無姍。云何得與藥。可與外甥與弟子。汝自與汝父母--o

n. upajjhāyassa mātāpitaro pi gilāna vihārañ āgacchanti, upajjhāy ca disāpakkanto hoti saddhivihārikena upajjhāyassa dātabbam. sare paṭidenti, gahetabbam. no ce denti, na

santakām bhesajjam dātabbaṁ. no ce atthi, attano bhesajjam

upajjhāyassa pariccajītvā dātabbaṁ. attano pi asante vutta-nayena paryesitvā upajjhāyassa santakām katvā dātabbaṁ.

upajjhāyena pi saddhi vihārikassa mātāpitūsu evam eva patipajjitaṁ, esā nayo ācariyantevāsikesa.

若和上父母在寺有病疾。弟子亦得爲和上父母合藥治病。若和*上無父母。自有藥善。若無弟子。父母有藥善。若無弟子。父母有藥自與得。和上看弟子。亦如是。

o. añño pi yo āgantuko vā coro vā yuddhaparājito issaro vā ñatakehi paricatto kapaṇo vā gamiyamanuso vā gilāno hutvā vihāram pavisati sabbeam apaccāsimāntena bhesajjam.

若餘人有病。或賊或軍人。被創來投入寺。比丘若有眷屬。就眷屬乞藥得與。若無眷屬。有善優婆塞。就乞亦得與。

p. saddhaṁ kulari hoti catūhi paccayehi upatthāyakaṁ bhikkhusaṅghassa mātāpitutthāniyam, tatra ce koci gilāno hoti, tass' atthāya vissāsena "bhesajjam katvā bhante dethā" ti vadanti, n' eva dātabbaṁ na kātabbaṁ. atha pana kappiyam ñatvā evam pucchanti: "bhante asukassa nāma rogassa kiñ bhesajjam karonti ti. idañ c' idañ ca gahevatvā karonti ti vattuṁ vaṭati.

若有檀越供養衆僧。不異父母。若檀越有疾病。衆僧不得爲合藥。亦不得與藥。又檀越旦間。大德某甲病。云何救治。云何合藥。答言。此藥得差。若作是言。善。

q. bhante mayham mātāgilānā, bhesajjam tāva ācikkhathā

ti evam pucchite pana na ācikkhitabbam, añnamannām pana kathā kātabbā "āvuso asukassa nāma bhikkhuno imasmim roge kiñ bhesajjam karīsū" ti. idañ c' idañ ca bhesajjam bhante ti tam sutvā itaro māro mātubhesajjam karoti, vaṭṭat' eva.

若檀越又問比丘。大德我母病。願大德爲處方。比丘不得處方。作方便問。傍大德某甲比丘病。以何藥救治。答言。長老用此藥。比藥得差。檀越聞二比丘語已。還爲父母合湯藥。若比丘作如是語。無罪。

r. Mahāpadumathero pi kira Vasabharanño pi deviyā roge uppanne ekāya itthiyā āgantvā pucchito "na jānāmi" ti avatvā evam eva bhikkhūhi saddhiṁ sallapesi. tam sutvā tassābhesajjam akānsu. vūpasante ca roge ti-civarena ca tīhi ca kahāpaṇasatehi saddhiṁ bhesajacāgoṭakaṁ pūretvā ābaritvā therassa pādamūle ṭhapetvā "bhante pupphapūjaṁ karothā" ti āharīsu. thero "ācariyabhāgo nāma ayan" ti kappiyavasena gāhāpetvā pupphapūjaṁ akāsi. evam tāva bhesajje patipajjitaṁ.

爾時大德摩訶波頭摩婆婆婆王夫人得病。夫人遣宮中一女往問。大德波頭摩默然不答。乃與傍比丘共語此女人聞二比丘語已。還爲夫人合藥即得差。夫人病得愈已。作三衣及三百迦利沙藥。又湯藥一正瞿多者。是時衣物遭餉而置大德前。問訊言。夫人今以此藥。乃與大德香花之費。波頭摩自念言。此香是醫

師得_v分。用淨取而作_v供養_v。法師曰。如_v是智慧人能利益衆生_v。於己亦無罪。如_v是作善。

B. (Sp. II. 472²³)

a. paritte pana "gilānassa parittam̄ karotha bhante" ti vutte pana na kātabbaṁ bhanathā "ti vutte pana kātabbaṁ. sace pi' sa evam̄ htoi "manussā nāma na jānanti, akariyamāne vippatīsārino bhavissanti" ti kātabbaṁ,

若白衣言。大德請爲_v某甲_v作_v。比丘不_v得_v作_v。若言。大德爲_v誦_v。得_v爲_v誦_v也。當_v作_v是念_v。此白衣不知_v佛法_v。若我不_v爲_v作_v。當_v生_v惡念_v。是以爲_v誦_v。

b. "parittodakam̄ parittasuttam̄ katvā dethā" ti vutte pana tesam̄ yeva udakaṁ hatthena cāletvā suttam̄ parimajetvā dātabbam̄, sace vihārato udakaṁ attano santakam̄ vā suttam̄ deti dukkaṭam̄, manussā udakaṁ ca suttam̄ ca gahetvā niśiditvā "parittam̄ bhanathā" ti vadanti kātabbaṁ. no ce jānanti, ācikkhitabbam̄. bhikkhūnam̄ nisin nānam̄ pādesu udakaṁ ca ākīritvā suttaṁ ca ṭhapetvā gacchanti "parittam̄ karotha paritarā bhanathā" ti na pāda apanetabba. manussā hi vippatīsārino honti.

取_v水灑_v繩而與。若自_v作_v繩水與者。得_v突吉羅罪_v。

c. anto gāme gilānass' atthāya vihāram̄ pesenti "parittam̄ bhaṇantū" ti, bhanitabbam̄. anto gāme rājagehādisu

roge vā upaddave vā uppanne pakkosāpetvā bhaṇāpentī, Āṭānāṭiyasuttādīni bhaṇitabbāni. "āgantvā gilānassa sikkhāpadāni dentu, dhammaṁ kathentu, rājantepure vā amacca-gehe vā āgantvā sikkhāpadāni dentu, dhammaṁ kathentū" ti pesite pi gantvā sikkhāpadāni, dhammo kathetabbo. 若國王及聚落大檀越有_v病者。遭人至_v寺請_v比丘_v爲_v說_v。或往_v到病所_v爲_v說法_v爲_v與戒故得_v往。

d. "matānam̄ parivārattham̄ āgacchantū" ti pakkosanti, na gantabbam̄. "sīvathikadassanena asubhadassanena ca maranasatiṁ paṭilabhissāmā" ti kammaṭhānasisenā gantuṁ vaṭṭati. evam̄ paritte patipajitatibbam̄.

若檀越_v是_v言_v。今某國王某檀越喪今葬。請_v比丘_v送喪不_v得_v去。若比丘自念言。我往看_v彼葬_v觀_v無常_v。因此故我或得_v諸道果_v。如此去無罪。

C. (Sp. II. 476^{22~26})

"pahāre dinne mate pi amaraṇādhippāyassa anāpatti vuttā" ti na ettakeneva amanussagahitassa pahāro dātabbo. tala-paṇam̄ puna parittasuttam̄ vā hatthe vā pāde vā bandhitabbam̄. Ratanasuttādīni parittāni bhaṇitabbāni. "mā sīlavantaṁ bhikkhuṁ vihethehi" ti dhammakathā kātabbā. Āṭānāṭiyaparittam̄ vā bhaṇitabbam̄.

D. (DA. III. 969²⁴~970²⁵)

a. idha pana Āṭānāṭiyaparitassa parikammam veditabbam. pathamam eva hi Āṭānāṭiyasuttam na bhaṇitabbam : Metta-suttaṁ Dhajagga-suttaṁ, Ratana-suttan ti, imāni sattāharī bhaṇitabbāni. sace muñcati sundaram, no ce muñcati Āṭānāṭiyasuttam bhaṇitabbam. tam bhaṇantena ca bhikkhunā piṭhaṁ vā marisaṁ vā na khāditabbam, susāne na vassitabbam. kasmā? amanussā otāraṁ labhanti. paritta-karaṇa-tthānam haritūpalittam kāretvā, tattha parisuddham āsanam paññapettvā nisiditabbam. paritta-kārako bhikkhu vihārato gharam nentehi phalak' āvudhehi parivāretvā netabbo. abbhokāse nisiditvā na vattabbam. dvāravātapañāni pidahitvā nisinnena āvudha-hattheli samparivāritena metta-cittam purecārikam katvā vattabbam. pathamam sikkhāpadāni gāhāpetvā sile patitīhitassa parittam kātabbam. evam pi mocetum asakkontena vihāram netvā cetiyaṅgane nipajjatvā āsanapūjan kāretvā, dīpe jālāpetvā cetiyaṅgānam sammaijitvā Maṅgala-gāthā vattabbā. sabbasannipāto ghosatabbo. vihārassa upavane jetthakarukkho nāma hoti. tattha: "bhikkhu-saṅgo tumhākarī āgamanam paṭimāneti" ti, pahinjtabbam sabbasannipātthāne anāgantuṁ nāma nalabhati. tato amanussa-gahitako : "tvam ko nāmo sī?" ti pucchitabbo. nāme kathite nāmen' eva ālapitabbo. "ittthan-nāma tuyhaṁ mālāgandhādisu patti, āsanapūjāya patti, piṇḍapāte patti. bhikkhusaṅghena tuyhaṁ paṇḍakāratthāya Mahāmaṅgala-gāthā vuttā, bhikkhusaṅge gāravena etam

muñcāhī" ti mocetabbo. sace na muñcati, devatānam ārocetabbam: "tumhe jānātha, ayañ amanuso amhākan vacanam na karoti, mayam buddhānam karissāmā" ti parittam kātabbam. etam tāva gihinam parikammam.

b. sace pana bhikkhu amanussena gahito hoti, āsanāni dhowitvā sabba-sannipātam ghosetvā gandha-mālādisu pattim datvā parittaṁ bhaṇitabbam idam bhikkhūnam parikammarūpam. evam paritte paṭipajjitatbam.

■ #22

「初期仏教における文化変容」なる標題のめぐら「概」を書く。又終ゆるやめだ。その理由は、せじめに示したより文化変容を「異った文化をめぐる人々集団」が持続的な直接接触を行なった結果」の変化と見る限り、仏教の場合にはねねりの事情が複雑にならぬかむやめ。例えば「異った文化」はさ、ハリド大粹として取上げたヒュウ文化／仏教文化とマハーユ文化／セイロノ文化等があり、又、一方では仏教の母の田家文化／在家文化もより基本的なものである。シテふゆるの立場を容易に截然とはし難い。

又、文献上の制約による理由がある。それは今述べた文化的立場、一、解釈文獻を用ひて、二、文化としての母の母文化の立場から、どうぞお読みください。題題が込み入るけれども想だ

いし、資料が限定されてしまうのである。

したがつて、本稿における「薬」の検討はやや透明度の高い手続きにより行なわれているかも知れないが、「初期仏教における文化変容」考察のほんの一部にしか過ぎず、その全体の解明は、先の文化の諸対立を考慮に入れた他の衣・食・住に関する文献等の総合的な精査比較を俟たねばならない。

* 本稿におけるペーリ語の略号は *A Critical Pāli Dictionary* に準ずるものとする。

（昭和五十四年度駒沢大学特別研究費個人研究による成果の一部）